

令和元年7月20日

No.356

畜産会 経営情報

主な記事

- ① おらが故郷の経営自慢
経営改善に向けて
—飼養規模と個体に合わせた飼養管理の実践—
農林水産省生産局長賞／高橋 正さん（酪農経営・秋田県横手市）
堀江正秋
- ② セミナー生産技術
護蹄管理の重要性 第6回
「蹄病の季節性と予防」
伊藤昌範
- ③ 畜産データボックス
平成30年度養豚農業実態調査全国集計結果から①
- ④ 行政の窓
「畜産統計（平成31年2月1日現在）」を公表
農林水産省大臣官房統計部
- ⑤ (独)農畜産業振興機構からのお知らせ
各種交付金単価の公表について

公益社団法人 中央畜産会

〒101-0021 東京都千代田区外神田2丁目16番2号
第2デューアイシービル9階
TEL 03-6206-0846 FAX 03-5289-0890
URL <http://jlia.lin.gr.jp/cali/manage/>
E-mail jlia@jlia.jp

おらが故郷の経営自慢

経営改善に向けて

—飼養規模と個体に合わせた飼養管理の実践—

農林水産省生産局長賞／高橋 正さん
（酪農経営・秋田県横手市）

堀江正秋

地域の概要



高橋牧場のある秋田県横手市は国内有数の豪雪地帯で、毎年2月に催される「横手かまくら」や、ご当地グルメの「横手焼きそば」などでも、全国的に知られています。

横手市は、県南内陸部に広がる横手盆地の中央に位置し、東の奥羽山脈沿いにはりんごを中心とする果樹地帯が広がり、西の出羽丘陵地帯は豊富な森林資源に恵まれ、畜産が振興されています。盆地中央部には奥羽山脈を

水源とする雄物川が流れ、その流域に広がる肥沃な耕地は、県内屈指の水稻の高収量地帯です。

当市の平成28年の農業産出額は282億円で県全体の16%を占め、作目別の比率は、水稻42%、畜産25%、野菜17%、果樹12%となっています。基幹作目の水稻は「あきたこまち」を中心に作付けされ、野菜ではスイカや夏秋きゅうり、アスパラガスなどが県内有数の産地となっています。このほか、果樹ではりんごが県内一の生産量を誇り、「平鹿りんご」

として県内外の市場で高く評価されています。

平成29年2月1日現在の市内の畜産農家戸数および飼養頭数は、酪農6戸（経産牛158頭）、肉用牛37戸（繁殖牛612頭、肥育牛903頭）、養豚25戸（種雌豚3334頭、肥育豚1万5165頭）、採卵鶏4戸（17万8488羽）で、いずれも減少傾向にありますが、畜産の主体である肉豚生産にあつては、県全体の産出額の27%を占めています。

経営管理・生産技術の特色



【固定式パーラー搾乳の導入】

酪農経営において、生産性や収益性の向上を図るためには、牛の個体管理の徹底が不可欠です。また、経営改善に向けた取り組みを実践するためには、乳量や飼料給与量、繁殖成績、疾病状況などの基本的な事項を、日々の個体観察や経営データをもとに常に把握しておく必要があります。



（写真1） 経営主の高橋正さん（右）、後継者の浩悦さん

（表1） 経営・活動の推移

年次	作目構成	飼養頭数	飼料作付面積	経営・活動の内容
昭和49年	酪農専業	経産牛60頭 (2戸共同)	4,000a (2戸共同)	経営主就農（25歳） 由利原牧場に入牧 2戸共同で60頭、4,000aを管理
昭和61年	酪農専業	経産牛30頭	2,500a	現在の地で経営を開始 パーラー搾乳方式を導入
平成元年	酪農専業	経産牛30頭	2,500a	経営診断の受診を開始
平成14年	酪農専業	経産牛40頭	2,500a	後継者就農（27歳）
平成20年	酪農専業	経産牛40頭	3,000a	TMR飼料の給与を開始

(表2) 経営実績 (平成29年度)

経営の概要	労働力員数 (畜産・2000hr 換算)	家族・構成員	3.4人
		雇用・従業員	0.1人
	経産牛平均飼養頭数		38.7頭
	飼料生産	実面積	3,000a
	年間総販売乳量		337,045kg
	年間初生子牛販売頭数		19頭
	年間育成牛販売頭数		0頭
	年間経産牛販売頭数		0頭
	年間肥育牛販売頭数		0頭
	所得率		31.1%
収益性	経産牛1頭当たり生産費用		839,649円
生産性	牛乳生産	経産牛1頭当たり年間産乳量	8,709kg
		平均分娩間隔	13.4ヵ月
		受胎に要した種付回数	2.1回
		平均産次数(期首)	2.2産
		平均産次数(期末)	2.6産
		牛乳1kg 当たり平均価格	106.4円
		牛乳1kg 当たり生産費	96.4円
		乳脂率	3.97%
		乳たんぱく質率	—%
		無脂乳固形分率	8.64%
		体細胞数	—万個/ml
		借入地依存率	100.0%
		飼料TDN 自給率	—%
		乳飼比(育成・その他含む)	36.9

当牧場の特徴的な取り組みの一つに、固定式パーラー搾乳の導入があります。

2戸共同で酪農を開始した昭和49年当初は、つなぎ飼いで牛を管理していましたが、経産牛の事故が続いたこともあって、牛を放し飼いにしたいと考えるようになりました。昭和61年に現在の地に移り、個人経営を開始したのを機に、フリーストールでの管理と、パーラー方式の搾乳を採用しました。

固定式パーラー搾乳は、県内初の導入でした。比較的規模の小さい経営に向くとされる搾乳方式で、その特徴は、搾乳室への牛の入室、搾乳、退室を1頭ごとに制御できるた



(写真2) 牛舎

め、搾乳者が搾乳中の牛を真横から観察できることにあります。

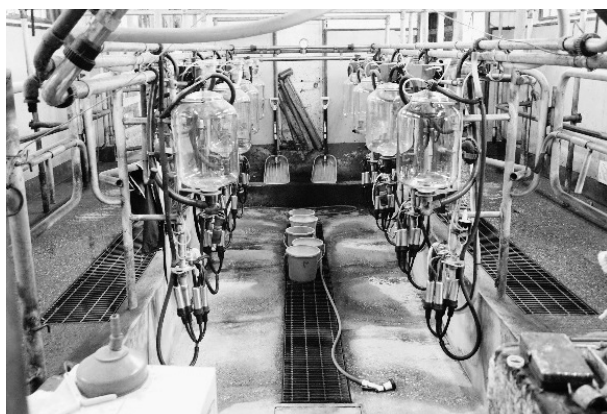
酪農を長く続ける上で、規模拡大よりも個体管理の強化を優先したいという経営主の思いから始まった取り組みです。

また、当牧場は、酪農経営を開始してすぐに牛群検定にも取り組んでいます。毎月の検定データを日々の管理に活用しており、主に個体乳量や空胎日数、搾乳日数を確認するほか、体細胞数など乳質にも留意しており、観察とデータ利用による個体管理の強化に取り組んでいます。

【TMR 発酵飼料の給与】

二つ目の特徴として、TMR 発酵飼料の利用が挙げられます。

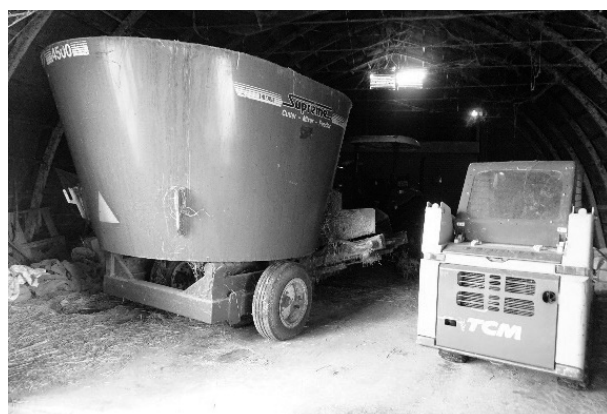
酪農を開始した当初、牛の肢の事故が相次ぎ、その改善には高品質な粗飼料の安定給与が不可欠と痛感しました。粗飼料不足と濃厚飼料の多給で牛の事故が続き、販売乳量を思うように確保できずにいた頃、県の畜産試験場が実施する TMR 発酵飼料の給与実証事業を活用して、平成20年に飼料の切り替えを行いました。



(写真3) 個体管理強化のために導入した搾乳パーラー



(写真4) 牛群検定データを有効活用した飼養管理を行う



(写真5) TMR ミキサー



(写真6) TMR 給与により事故が減少した

TMR 飼料のベースとなる牧草、デントコーン、かす類の調製は試験場に依頼し、セミ発酵 TMR の形で引き取り後、自給粗飼料や地域の生産組合から購入した稲 WCS および配合飼料を混合して、経産牛に給与しています。TMR ミキサーは、取り組みを開始した平成20年に中古品を購入しました。

実証事業はすでに終了していますが、現在も、飼料計算から発酵 TMR の調製までを引き続き試験場に依頼し、年間約183t を13.8 円/kg で購入し、飼料の安定給与に努めています。

【30ha に及ぶ自給飼料生産】

自給飼料基盤は30ha に及び、堆肥や土壌



(写真7) 市内にある飼料生産組合の稲 WCS を継続的に利用している

改良剤を草地に投入して地力の向上を図るとともに、計画的な更新と牧草の適期収穫に努め、TMR 飼料の原料となる自給粗飼料の収量と品質の向上につなげています。

このうち25haが横手市所有の牧野（年間借地料11.5万円）で、さらに平成20年度からは、牛舎から15～20分程度の近在に借地5ha（年間借地料3.5万円）を確保して、飼料基盤を30haに拡大しました。

さらに稲WCSを横手北部生産組合から購入しており、平成30年度は306ロール（約75t）が納入されました。

飼養規模や個体に合わせたきめ細かな観察と安定的な飼料給与を実践し、また、牛群検定等から得られる生産技術に関するデータを活用しながら、常に自らの経営状況の把握に努め、意欲的に経営改善に取り組んでいます。

耕畜連携の活動

市内にある飼料生産組合からは、水田資源である稲WCSを毎年購入し、TMR飼料の原料として継続的に利用しているほか、敷料のもみ殻についても、市内のカントリーエレベータから無償で譲り受けています。

また、生産した堆肥の一部は地域の耕種農家に販売しており、耕畜連携による地域資源の活用に取り組んでいます。

地域に対する貢献

家畜のふん尿は、無償で譲り受けている潤沢な副資材のモミ殻を添加し、堆肥舎で月に3～4回切り返して発酵処理を行っています。

生産した堆肥の9割は自身の採草地に散布していますが、その採草地は横手市が低標高

山地に造成したもので周辺に住宅はなく、環境的にも問題はありません。また、残りの堆肥は地域の耕種農家に販売しており、農家が利用しやすい良質な堆肥づくりを心掛けています。

生活の視点の配慮について

固定式パーラー搾乳方式の導入により、搾乳者の労働負担が軽減されています。

労働力は経営主の高橋正さん夫婦のほか、後継者も就農しており、現在は月に2日（24日／年）は地域の酪農ヘルパーを利用し、家族の余暇の確保に努めるなど、ゆとりある酪農経営の実現を目指しています。

将来の方向性について

【飼養管理について】

現在の飼養規模を維持しながら、生産性と収益性を向上させるため、日々の個体観察の強化に努めるとともに、牛群検定データの個体乳量や繁殖成績をもとに、自家育成牛の選抜と経産牛の計画的な更新を重ね、泌乳能力の高い優良牛群の整備に努めています。

【経営管理について】

現在、経理業務は後継者の浩悦さんが担当していますが、その妻の美々さんも補助的な役割を担っています。

今後の経営移譲も見据え、後継者夫婦が中心となって経営管理を行えるような体制づくりを目指しています。

（筆者：（公社）秋田県農業公社）

セミナー

生産技術

連載 護蹄管理の重要性 第6回 『蹄病の季節性と予防』

神奈川県農業共済組合 家畜診療所 伊藤 昌範

牛にとっては忍耐の夏

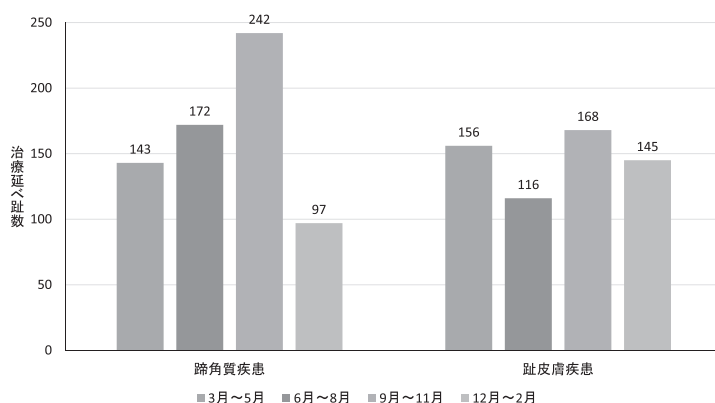
6月後半になり、神奈川県では蒸し暑い日が増えてきました。今回の原稿が発行される頃は、すでに酷暑に突入していると思います。子供たちにとっては楽しい夏休みで、わくわくする時期ですが、牛たちにとっては暑さに耐える忍耐の時期です。さらに、最近の天気は極端な傾向になっているので、注意が必要です。牛舎の暑さ対策はもちろん、大雨時の災害対策も考えておいた方が良さそうです。備えあれば憂いなし。今回は蹄病の季節性と予防法を紹介したいと思います。

蹄病の季節性を分析すると

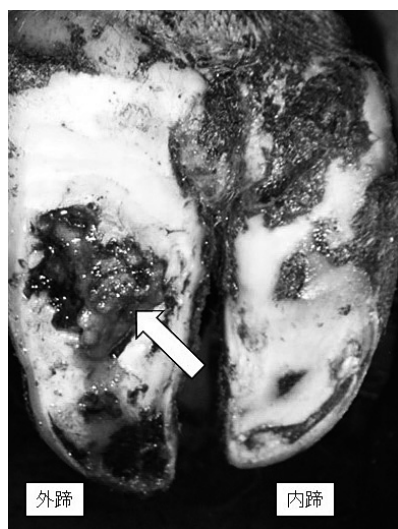
夏の終わってから秋に、蹄病が増加することは皆さんもご存じだと思います。私も毎年この時期は、蹄病治療で忙しくなります。そこで、蹄病の季節性を確認するために、平成21年1月から平成30年12月の過去10年間に治療した蹄病を季節ごとに集計しました。

連載第3回で蹄病の発生状況を紹介しましたが、症例数の多かった蹄角質疾患と趾皮膚疾患の初診月日を3～5月、6～8月、9～11月、12～2月に分類して集計しました（図1）。

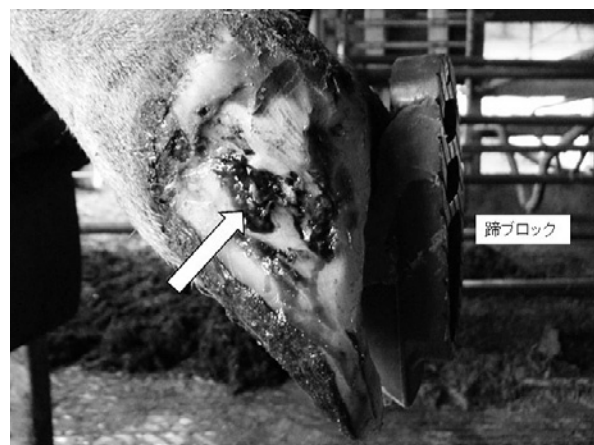
蹄角質疾患の延べ発生頭数は、9～11月が



（図1） 蹄角質疾患と趾皮膚疾患の発生状況
（平成21年1月～30年12月）



(写真1) 蹄底潰瘍



(写真2) 白帯病（潰瘍）蹄ブロック装着

最も多く、次に多いのは6～8月で、予想通り夏から秋に多発していました。趾皮膚疾患の延べ発生頭数も、9～11月が最も多いのですが、次に多いのは3～5月で、春と秋に多発していました。

次にそれぞれを細かく見てみましょう。蹄角質疾患のうち、蹄底潰瘍（写真1）は顕著に9～11月に、白帯病（写真2）は症例数が少ないですが、蹄底潰瘍と同様に9～11月に多く発生していました（図2）。趾皮膚疾患のうち、趾皮膚炎（DD：写真3、4）は9～

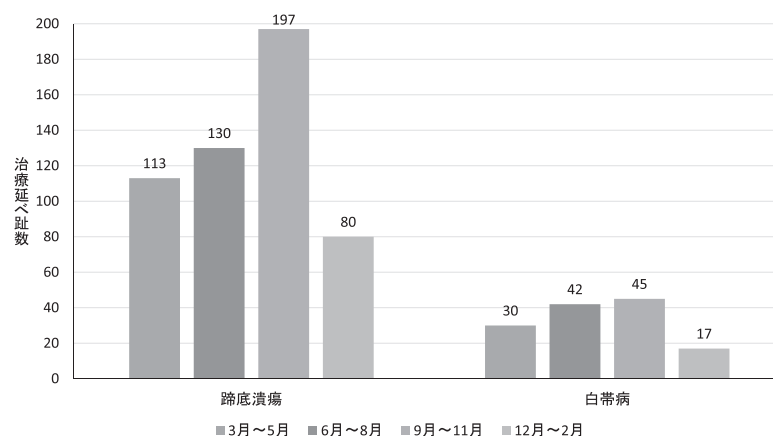
11月に、趾間皮膚炎（写真5）は症例数が少ないですが3～5月に最も多く発生していました（図3）。

このように蹄角質疾患は、一般的に言われているように、夏の終わりから秋に多く発生していることがわかります。一方、趾皮膚疾患は、季節との関連があまりないようです。

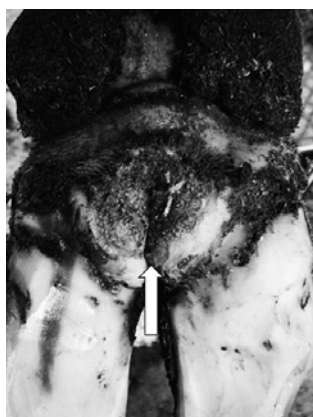
夏の終わりから秋に発生が多い蹄角質疾患



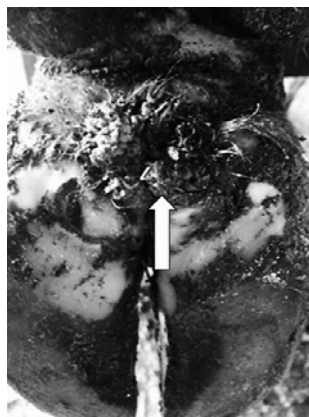
なぜ蹄角質疾患は夏の終わりから秋に多く発生するのでしょうか？



(図2) 蹄底潰瘍と白帯病の発生状況（平成21年1月～30年12月）



(写真3) 趾皮膚炎 (DD) イチゴ状



(写真4) 趾皮膚炎 (DD) 乳頭腫状

暑熱期には、放熱のための起立時間延長、開口呼吸による流涎^{りゅうぜん}(よだれを垂らすこと)、涼しい時間にかかるスラグフィーディング(固め食い、一気食い)、粗飼料摂取量の減少による粗濃比の偏りが起こります。

起立時間が延長すると、蹄底蹄球接合部(蹄底の踵側)の内部(真皮)が、蹄骨の後端と地面からの圧力で圧迫され蹄角質形成不全の原因になります(図4)。さらに、流涎による電解質の喪失、スラグフィーディングや粗濃比の濃厚飼料への偏りは、ルーメンアシドーシスを引き起こし、これも蹄角質形成不全の原因になります。

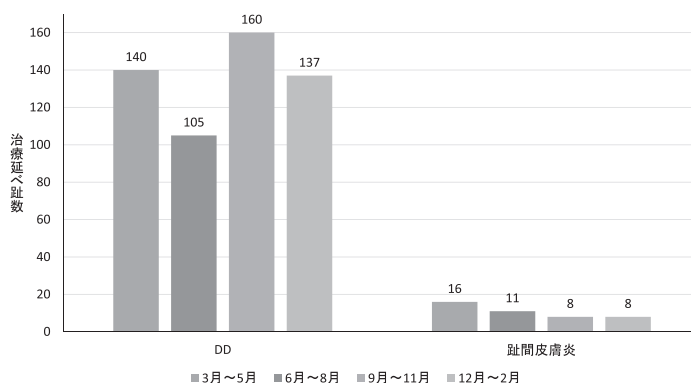
また、蹄の角質は1ヵ月で約5mm伸びま

す。そのため、蹄底潰瘍の場合は、蹄角質形成不全により発生した円形の欠損部位が表面化するまで1ヵ月半から2ヵ月かかり、そこに潰瘍が突出し、さらに細菌が感染すると重症化します。

白帯病の場合は、蹄角質形成不全により形成された不良な白帯に、亀裂が発生し、真皮に達して病変ができるまでに時間差が生じると思われます。

結果的に、夏の終わりから秋に蹄角質疾患が増加すると考えられます。

一方、趾皮膚疾患は細菌感染が原因になるため、感染後早期に症状を示し、年間を通して発症するため、大きな季節性は認められな



(図3) 趾皮膚炎 (DD) と趾間皮膚炎の発生状況 (平成21年1月～30年12月)



(写真5) 趾間皮膚炎

いと思われます。

従って、暑熱対策を充実させることは、夏の終わりから秋に多発する蹄角質疾患を予防できると考えられます。

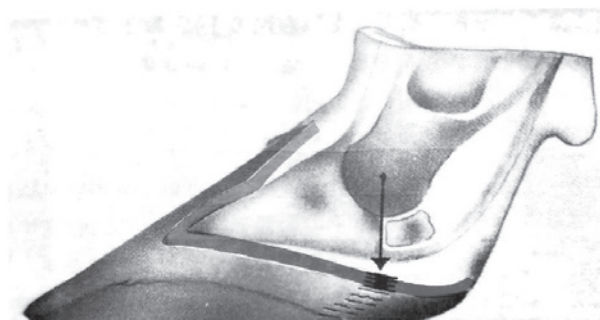
座って休息する 時間を増やす



ここからは、飼養管理による蹄病の予防方法を紹介したいと思います。

柔らかくて滑らない牛床マット、充分な量の敷料を使用すること、寝起きしやすいストールデザイン、連動スタンションの拘束時間やミルクパールの待機時間を短くすること、密飼いにしないこと、暑熱対策の強化は、牛たちの座る時間を長くすることができます。

座る時間が長くなると、反芻回数の増加、ルーメン内 pH の安定、乳腺への血流量の増加、肢蹄への負重が軽減して蹄への血流増加、蹄の乾燥促進が期待できます。これらは、蹄病予防とともに乳量増加をもたらすでしょう。



注) 牛のフットケアと削蹄より転載

(図4) 蹄底蹄球接合部

ルーメンアシドーシスの 予防



健康なルーメンの pH は6.3～6.5ですが、糖やデンプンのような易発酵性の炭水化物が過剰に摂取されると、ルーメン内に乳酸が多く生成され、pH が5 台に低下してしまいます。そうするとルーメン内で死んだグラム陰性細菌からエンドトキシン（菌体内毒素）が放出され、体内に吸収され、蹄角質形成不全を引き起こすと言われています。

前述したように、暑熱期にはルーメンアシドーシスのリスクが高まるので予防しなければなりません。分離給与の場合は、蒸し暑くなり粗飼料（特に乾草）の摂取量が低下した場合には、粗濃比を保つために濃厚飼料（配合飼料）の給与量を減少させる必要があります。

TMR 給与では、適正な水分含量（40～50%）を保つことにより、選び食いを防ぎ、TMR 給与回数やエサ寄せ回数を増加することにより、スラグフィーディングを防ぐ必要があります。ルーメン内 pH の安定は、牛の健康を増進して、蹄病予防とともに乳房炎な

ど他の疾病予防にも貢献すると思われます。

趾皮膚疾患の予防



趾皮膚疾患の原因は細菌感染で、年間を通して発生するため日常的な予防対策が必要になります。まず蹄の清潔を保つ必要があります。つなぎ飼い（タイストール）の場合は、敷料を十分に使用して牛床を乾燥させること、カウトレナーを使用してふん尿が牛床に落ちないようにすること、除ふん回数を増やすことが重要です。

放し飼い（フリーストール、フリーバーン、放牧）では蹄の清潔を保つことが難しいので、パラーにおける蹄の洗浄や蹄浴が必要になります。蹄浴する場合は、1肢が2回以上確実に副蹄まで浸かる深さ（約10～15cm）と長さ（約3m以上）の蹄浴槽（フットバス）を使用し、蹄浴スケジュールは4日連続を2週間に1回が推奨されています。有効な薬剤は、蹄浴専用剤、硫酸銅、ドロマイト石灰などが報告されていますが、硫酸銅は環境汚染の原因になるため、廃液の処理に注意が必要です。

定期的な削蹄



人工的な環境のコンクリート上やゴムマット上では蹄形が変形しやすくなります。蹄の構造と機能を維持するためには、定期的に削蹄を行うしかありません。推奨されている削蹄回数は、タイストールでは年2回、フリーストールやフリーバーンでは年2～3回です。特に夏前の削蹄は重要です。

また、最近では乳牛の搾乳ステージに合わせた削蹄（乾乳前に1回、分娩後4ヵ月頃に1回）も推奨されています。肥育牛では素牛として出荷される10ヵ月齢ごろに1回、その後は肥育期間中に1回、繁殖牛では乳牛と同様に年2回が推奨されています。

定期的な削蹄をすることにより、蹄病を予防するとともに、飼料摂取量の増加による生産性の向上が期待できます。

蹄病予防のミネラル・ビオチン給与



亜鉛、マンガン、銅、セレン、ヨウ素などの微量ミネラルは免疫機能や防御機能に関連があります。また、ビオチン（ビタミンの一種）は良好な蹄角質形成に関連しています。それらを含有了飼料添加剤やブロック製剤が販売されており、蹄病予防に貢献すると思われます。

最後に



牛たちは人間が栄養として利用できない草を、乳や肉へ変えてしまう素晴らしい動物です。そして、その大きな体を支えているのは小さな8つの蹄です。今後も蹄の健康維持に関わって行きたいと思います。

今回で「護蹄管理の重要性」は最終回になります。私なりに勉強しながら書きましたが、わかりにくい部分もあったかもしれませんが、最後まで読んでいただき、ありがとうございました。

（筆者：神奈川県農業共済組合 家畜診療所長）

畜産データボックス

平成30年度養豚農業実態調査全国集計結果から

①経営関係、飼養頭数

(一社)日本養豚協会は平成31年3月に、平成30年度養豚農業実態調査全国集計結果を公表しました。この調査は(独)農畜産業振興機構の補助を受けて実施したもので、養豚業におけるコスト削減や生産性の向上の取り組み等の実態把握・分析をすることにより、養豚経営の体質強化に資することを目的にしています。

調査方法は、都道府県にある養豚生産者組織および同協会が把握している全養豚生産者に対して調査票を配布し、全国、地域別、子取り用雌豚頭数規模別等で集計・分析したものです。調査項目は経営形態、従業員数、後継者の有無、種豚頭数、飼養頭数、肉豚出荷状況、事故率などのほか、最近の課題となっている給与飼料、環境対策、アニマルウェルフェア、農場 HACCP・GAP などについても調査しました。

今回はその中から経営関係と飼養頭数の調査結果を掲載します。

詳細につきましては(一社)日本養豚協会ホームページ(下記アドレス)を参照ください。
(http://www.jpapa.biz/pdf/2019_pdf/20190520.pdf) (編集部)

調査回答状況

同調査では、都道府県にある養豚生産者組織および(一社)日本養豚協会が把握している全養豚生産者の計3240経営体に対し調査票

を配布し、回答が得られた875経営体のうち、経営中止、休業等の無効回答および廃業を除いた820経営体について集計・分析した。

●経営関係

(1) 回答数・性別・年齢(地域別)

n=820

	全国	北海道・東北	関東	北陸	東海	近畿	中国・四国	九州・沖縄
回答数	875	206	252	44	97	23	62	191
廃業報告	48	7	9	0	7	3	2	20
無効回答数	7	2	1	0	2	0	0	2
有効回答数	820	197	242	44	88	20	60	169
経営者の性別	男(人)	738	189	218	40	80	15	51
	女(人)	24	1	10	1	1	1	9
	不明(人)	57	7	14	3	7	4	8
平均年齢(歳)	58.8	57.6	60.2	59.1	58.0	62.5	57.6	58.6
年齢の回答数	820	197	242	44	88	20	60	169

- ① 経営者の平均年齢は58.8歳(前年比0.4歳高)であった。地域別で最も平均年齢が高かったのは「近畿」の62.5歳で、最

も低いのは「北海道・東北」「中国・四国」の57.6歳となっている。

- ② 経営規模別では、子取り用雌豚の飼養頭

数200～499頭が23.1%で最も割合が高く、出荷頭数では4000～9999頭規模が

20.7%で最も高かった。

(2) 経営形態（地域別）

n=816

	全国	うち契約・預託	北海道・東北	関東	北陸	東海	近畿	中国・四国	九州・沖縄
個人経営*	300	1	58	97	21	35	9	14	66
農事組合法人	36	20	7	11	2	4	0	7	5
有限会社**	270	4	64	87	16	35	2	14	52
合資会社・合名会社	2	0	1	0	0	0	0	0	1
株式会社	165	5	58	40	3	12	5	18	29
農協等の直営養豚場	5	0	1	1	0	0	0	0	3
その他***	38	0	7	6	2	2	4	7	10
合計	816	33	196	242	44	88	20	60	166

*家族労働主体、**LLC法人を含む、***公益法人、学校法人など

- ① 経営形態は、個人経営が300経営体で36.8%と割合が最も高いものの、前年から3.5ポイント下げた。次いで有限会社が270経営体で33.1%となり、前年から2.2ポイント上げ、両形態の差は前年と

比べ小さくなっている。

- ② 地域別では、「北海道・東北」で有限会社が個人経営より多く、「東海」「中国・四国」では個人経営と有限会社が同率となっている。

(3) 経営タイプ（地域別）

n=814

		全国	北海道・東北	関東	北陸	東海	近畿	中国・四国	九州・沖縄
一貫経営	経営体数	699	172	215	39	74	13	51	135
	割合(%)	85.9	86.4	88.8	90.7	86.0	68.4	89.5	80.4
繁殖経営	経営体数	45	12	9	1	7	0	3	13
	割合(%)	5.5	6.0	3.7	2.3	8.1	0.0	5.3	7.7
肥育経営	経営体数	70	15	18	3	5	6	3	20
	割合(%)	8.6	7.5	7.4	7.0	5.8	31.6	5.3	11.9
合計	経営体数	814	199	242	43	86	19	57	168
	割合(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
回答経営体数	回答数	814	199	242	43	86	19	57	168

- ① 経営タイプは、一貫経営が699経営体(85.9%)と最も多く、次いで肥育経営70経営体(8.6%)、繁殖経営45経営体(5.5%)。

「北陸」90.7%、「中国・四国」89.5%で高い割合を示した。なお、「近畿」は一貫経営が68.4%と低いものの、肥育経営は31.6%とかなり高い割合を示した。

- ② 一貫経営の割合は、地域別では「近畿」を除く全地域で80%以上を占め、特に

●従事者数

(1) 雇用形態別養豚従事者人数(全国、複数回答)

n=809

従事者	回答数	割合(%)	従事者合計(人)	従事者割合(%)	平均値	最大値	最小値
家族労働*	565	69.8	1,489.8	18.6	2.6	20	1
常勤雇員	524	64.8	5,716.5	71.4	10.9	215	1
非常勤雇員**	112	13.8	196.0	2.5	1.8	14	1
その他***	47	5.8	596.0	7.5	12.7	279	1
合 計	1,248	147.5	7,998.3	100.0	9.9	441	1

*経営主本人、配偶者、きょうだい、子、孫、父母、祖父母等

**社員、契約社員、パート、アルバイト

***豚肉加工・販売など担当

(2) 雇用形態別養豚従事者平均人数(子取り用雌豚飼養規模別、複数回答)

n=712

従事者	全体	1～19頭	20～49頭	50～99頭	100～199頭	200～499頭	500～999頭	1,000頭～
家族労働*	2.7	1.5	2.0	2.4	3.0	3.4	3.0	3.4
常勤雇員	11.5	3.2	3.9	3.7	2.6	5.9	15.6	42.3
非常勤雇員**	1.7	1.4	1.6	1.2	1.9	1.6	2.3	2.5
その他***	13.7	3.3	1.8	2.7	3.3	5.3	20.8	71.4

*経営主本人、配偶者、きょうだい、子、孫、父母、祖父母等

**社員、契約社員、パート、アルバイト

***豚肉加工・販売など担当

- ① 養豚従事者数に回答があった経営体は809で、常勤雇員が最も多く5717人(前年比332人増)、次いで家族1490人(同14人減)であった。非常勤雇員は196人(同99人増)、その他は47人(同5人減)と

なった。

- ② 子取り用雌豚飼養規模別にみた平均従事者数では、常勤雇員の数およびその他(豚肉加工・販売)の人数とも、500頭以上層で従事者が大きく増加している。

●後継者について

(1) 後継者の有無・平均年齢(全国)

n=791

	回答数	割合(%)	年齢回答経営体数	平均年齢
決まっている	229	29.0	221	36.2
対象者はいるが、現在は決まっていない	135	17.1	114	25.3
自分の年齢が若いので考えていない	84	10.6	—	—
後継者はいない・考えていない	191	24.1	—	—
経営形態が後継者と関係がない(株式会社等)	152	19.2	—	—
合 計	791	100.0	—	—

(2) 後継者の有無(子取り用雌豚飼養規模別)

n=707

		全体	1～19頭	20～49頭	50～99頭	100～199頭	200～499頭	500～999頭	1,000頭～
決まっている	回答数	215	4	12	34	65	61	21	18
	回答割合(%)	30.4	6.6	15.0	28.1	46.5	37.4	26.3	29.0
対象者はいるが、現在は決まっていない	回答数	122	6	16	11	21	40	11	17
	回答割合(%)	17.3	9.8	20.0	9.1	15.0	24.5	13.7	27.4
自分の年齢が若いので考えていない	回答数	77	1	4	11	23	19	12	7
	回答割合(%)	10.9	1.6	5.0	9.1	16.4	11.7	15.0	11.3
後継者はいない・考えていない	回答数	161	25	39	60	23	12	2	0
	回答割合(%)	22.8	41.0	48.8	49.6	16.4	7.4	2.5	0.0
経営形態が後継者と関係がない	回答数	132	25	9	5	8	31	34	20
	回答割合(%)	18.7	41.0	11.2	4.1	5.7	19.0	42.5	32.3

- ① 後継者について回答があったのは791経営体で、うち「決まっている」が29.0%で候補者の平均年齢は36.2歳であった。
「対象者はいるが現在は決まっていない」が17.1%で対象者の平均年齢は25.3歳。「後継者はいない・考えていない」が24.1%だった。それぞれの回答は、前年と比べ、大きな変動はみられなかった。

- ② 子取り用雌豚飼養規模別では、後継者が「決まっている」の回答が最も多かったのが、100～199頭規模で46.5%を占めた。また頭数規模が大きい経営体では「決まっている」割合が高い傾向になった。逆に、「後継者はいない・考えていない」と回答したのは50～99頭規模で49.6%と高く、規模が小さい経営体では「決まっていない」割合が高い傾向になった。

●飼養頭数

(1) 飼養頭数 (全国)

n=787

	全国		
	回答数	頭数合計	頭数平均
子取り用雌豚*	717	281,584	392.7
種雄豚*	662	9,547	14.4
育成豚**	579	52,644	90.9
子豚***	624	1,258,447	2,016.7
肥育豚****	663	1,724,500	2,601.1
飼養頭数合計	787	3,326,722	4,227.1

* 育成豚を除く ** 繁殖利用予定で未交配の雌または雄

*** 子豚舎・子豚豚房で飼養しているもの+哺乳中のもの

**** 肥育舎・肥育豚房で飼養しているもの

(2) 子取り用雌豚飼養頭数 (地域別)

n=717

		全国	北海道・東北	関東	北陸	東海	近畿	中国・四国	九州・沖縄
純 粋 種	頭数	31,445	9,434	5,813	460	2,274	100	1,073	12,291
	割合(%)	11.2	11.3	7.9	6.6	11.8	6.8	5.1	16.2
交 雑 種	頭数	250,139	74,028	67,527	6,481	16,924	1,373	20,049	63,757
	割合(%)	88.8	88.7	92.1	93.4	88.2	93.2	94.9	83.8
合 計	頭数	281,584	83,462	73,340	6,941	19,198	1,473	21,122	76,048
	割合(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
地域別割合	(%)	100.0	29.6	26.0	2.5	6.8	0.5	7.5	27.0

- ① 平成30年度の豚の飼養頭数は、子取り用雌豚が28万1584頭、種雄豚9547頭、育成豚（繁殖予定で未利用の雄または雌豚）5万2644頭、子豚125万8447頭、肥育豚172万4500頭で、全飼養頭数で332万6722頭となっている。
- ② 子取り用雌豚の全頭数は28万1584頭で、前年の29万2682頭から3.8%減となった。そのうち純粋種は3万1445頭(11.2%)。地域別では「九州・沖縄」で純粋種が

16.2%と比較的飼養率が高いが、これはバークシャーの飼養頭数(8166頭)で全国の84.6%を占めていることが大きい。

- ③ 地域別に、純粋種と交雑種の合計で雌豚飼育頭数をみると、「北海道・東北」8万3462頭、「九州・沖縄」7万6048頭、「関東」7万3340頭の順に多く、この地域で全国の雌豚飼養頭数の82.6%を占めている。

行政の窓

「畜産統計(平成31年2月1日現在)」を公表

農林水産省大臣官房統計部

農林水産省大臣官房統計部は7月2日、平成31年2月1日現在の「畜産統計」を公表しました。乳用牛、肉用牛、豚の飼養戸数は前年に比べ減少も、1戸当たり飼養頭数は増加しました。

【乳用牛】

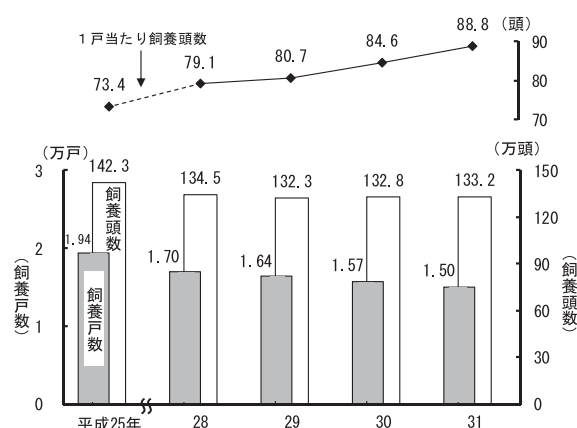
乳用牛の飼養戸数は1万5000戸で、廃業等により前年比(以下、同)700戸(4.5%)減少。飼養頭数は133万2000頭で、同4000頭(0.3%)増加した。内訳は、経産牛は83万9200頭で同8000頭(0.9%)減少。未経産牛は49万2400頭で同1万1500頭(2.4%)増加。1戸当たり飼養頭数は88.8頭で、同4.2頭増加。

【肉用牛】

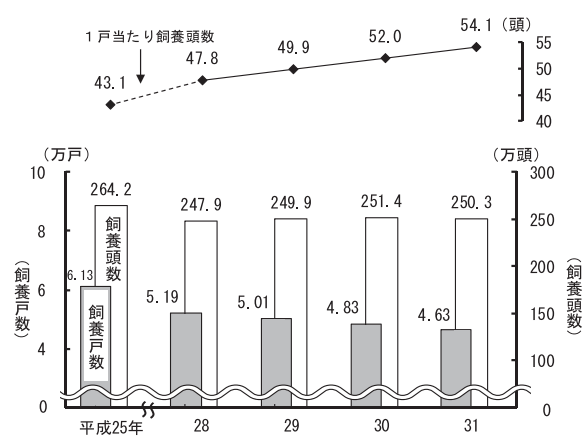
肉用牛の飼養戸数は4万6300戸で、廃業等により同2000戸(4.1%)減少した。飼養頭数は250万3000頭で、同1万1000頭(0.4%)減少。内訳は、肉用種は173万4000頭で同3万3000頭(1.9%)増加。このうち子取り用めす牛は62万5900頭で同1万5500頭(2.5%)増加した。乳用種は76万8600頭で同4万4400頭(5.5%)減少した。1戸当たり飼養頭数は54.1頭で、同2.1頭増加。

【豚】

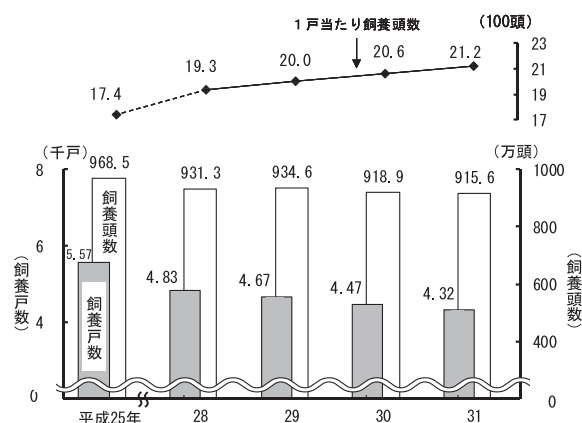
豚の飼養戸数は4320戸で、廃業等により同150戸(3.4%)減少した。飼養頭数は915万6000頭で、同3万3000頭(0.4%)減少。内訳は、子取り用めす豚は85万3100頭で同2万9400頭(3.6%)増加、肥育豚は759万4000頭で同8万3000頭(1.1%)減少。1戸当たり飼養頭数は2119.4頭で、同63.7頭増加。



(図1) 乳用牛の飼養戸数・頭数の推移



(図2) 肉用牛の飼養戸数・頭数の推移



(図3) 豚の飼養戸数・頭数の推移

(独)農畜産業振興機構からのお知らせ**各種交付金単価の公表について****1. 肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)【令和元年5月分】**

(独)農畜産業振興機構は、令和元年5月に販売された交付対象牛に適用する畜産経営の安定に関する法律(昭和36年法律第183号)第3条第1項に規定する交付金について、肉用牛肥育経営安定交付金交付要綱(平成30年12月26日付け30農畜機第5251号)第4の6の(5)のオの規定および同(5)のカの規定により準用する同(1)から(4)までの規定に基づき標準的販売価格および標準的生産費ならびに交付金単価を表1および表2の通り公表しました。

なお、当該交付対象牛に係る交付金の交付については、概算払いを行います。標準的生産費および交付金単価の確定値については、令和元年8月上旬に公表する予定です。

(表1) 肉専用種の交付金単価(概算払)

算出の区域	肉用牛1頭当たりの 標準的販売価格	肉用牛1頭当たりの 標準的生産費	肉用牛1頭当たりの 交付金単価(概算払) ※	算出の区域	肉用牛1頭当たりの 標準的販売価格	肉用牛1頭当たりの 標準的生産費	肉用牛1頭当たりの 交付金単価(概算払) ※
北海道	1,169,134円	1,204,215円	27,572.9円	石川県	1,391,936円	1,208,961円	—
青森県	1,166,608円	1,173,756円	2,433.2円	福井県	1,356,572円	1,210,650円	—
岩手県 (日本短角種を除く)	1,185,185円	1,177,912円	—	愛知県	1,197,686円	1,145,221円	—
				鳥取県	1,223,214円	1,177,812円	—
岩手県 (日本短角種)	760,238円	749,838円	—	島根県	1,163,764円	1,175,865円	6,890.9円
				岡山県	1,277,941円	1,138,901円	—
宮城県	1,221,344円	1,189,807円	—	広島県	1,164,199円	1,170,248円	1,444.1円
秋田県	1,246,500円	1,185,143円	—	山口県	1,202,024円	1,167,077円	—
福島県	1,192,772円	1,211,735円	13,066.7円	香川県	1,279,876円	1,164,029円	—
茨城県	1,203,384円	1,202,704円	—	愛媛県	1,233,034円	1,170,398円	—
栃木県	1,216,784円	1,179,387円	—	福岡県	1,147,914円	1,179,346円	24,288.8円
群馬県	1,227,756円	1,162,142円	—	佐賀県	1,208,602円	1,189,664円	—
埼玉県	1,210,823円	1,175,440円	—	長崎県	1,188,576円	1,195,107円	1,877.9円
千葉県	1,213,652円	1,184,951円	—	熊本県	1,156,766円	1,163,306円	1,886.0円
神奈川県	1,226,450円	1,132,727円	—	大分県	1,133,516円	1,168,726円	27,689.0円
山梨県	1,080,316円	1,207,460円	110,429.6円	宮崎県	1,265,088円	1,174,535円	—
長野県	1,204,316円	1,201,926円	—	鹿児島県	1,216,186円	1,198,300円	—
静岡県	1,213,170円	1,193,805円	—	沖縄県	1,192,286円	1,145,133円	—
新潟県	1,193,132円	1,198,397円	738.5円	二以上の 都道府県の区域	1,312,481円	1,221,341円	—
富山県	1,351,996円	1,203,422円	—				

(表2) 交雑種・乳用種の交付金単価(概算払)

	肉用牛1頭当たりの 標準的販売価格	肉用牛1頭当たりの標準的生産費	肉用牛1頭当たりの交付金単価 (概算払)
交雑種	774,446 円	732,177 円	—
乳用種	461,718 円	495,947 円	26,806.1 円

※肉用牛1頭当たりの交付金単価(概算払)は、肉用牛1頭当たりの標準的生産費と肉用牛1頭当たりの標準的販売価格との差額に100分の90を乗じた額から4,000円を控除した額

2. 肉豚経営安定交付金(豚マルキン)【令和元年度第1四半期】

(独)農畜産業振興機構は、平成31年4月から令和元年6月までの算出期間(令和元年度第1四半期)における、畜産経営の安定に関する法律(昭和36年法律第183号)第3条第1項に規定する交付金について、肉豚経営安定交付金交付要綱第4の5の(5)の規定により算出した見込みの標準的販売価格を表3の通り公表しました。

同規定により、算出した見込みの標準的生産費を上回ったことから、概算払はありません。

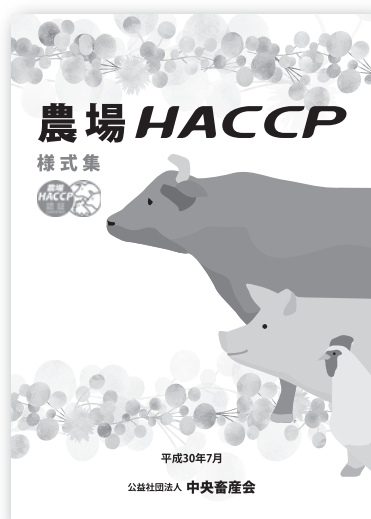
なお、今回の算出期間における確定値については、8月上旬に公表する予定です。

(表3) 肉豚経営安定交付金単価について

算出期間	平成31年4月から令和元年6月まで
肉豚1頭当たりの見込みの標準的販売価格	39,650円/頭(①)
肉豚1頭当たりの見込みの標準的生産費	34,079円/頭(②)
肉豚1頭当たりの見込みの交付金単価(参考)	— (①>②のため概算払なし)

注：消費税抜きで算定しています。

図書のご案内



農場HACCP様式集

A4判152ページ

中央畜産会では、農場HACCPに取り組む関係者の養成を図るため、農場での構築指導を担う農場指導員を養成する農場指導員養成研修及び審査員養成研修を実施し、これまでそれぞれ2,898名、834名が受講しています。また、平成30年7月には200を超える農場が農場HACCPの認証を取得しています。そして、これらの認証取得支援及び認証審査を通じて多くのノウハウが蓄積されてきました。

このノウハウを基に、今後農場HACCPの認証を目指す畜産農家の円滑な構築活動の一助とするため、農場HACCPの文書・記録に関する様式集を刊行しました。

お問い合わせ先▶ 公益社団法人 中央畜産会 経営支援部(情報) TEL 03-6206-0846